お　知　ら　せ

2015 年 1 月 16 日

新関西国際空港株式会社
代表取締役社長　安藤　圭一

今般、当社は「関西国際空港 2 期地区新旅客ターミナルビル免税・物販店内装工事基本計画業務」の発注を予定しており、ついては本業務を受注頂く方をプロポーザル方式（企画提案）により決定することと致します。この方式は、当社の提示する条件に基づき企画提案書をご提出頂いた後、当社の審査員がその内容を審査し、最終的に本業務委託者を決定するものです。つきましては、下記のとおり企画提案の募集を行いますので、本件のプロポーザルに参加される方は、内容をご確認の上、ご応募下さい。なお、取引希望の申し出を提出された方であっても、今回の競争に参加希望される方は、本要領により応募していただく必要があります。

記

１．発注案件の概要

（１）　件名

「関西国際空港 2 期地区新旅客ターミナルビル免税・物販店内装工事基本計画業務」

（２）　発注業務（以下、本業務と記載）の概要

「関西国際空港 2 期地区新旅客ターミナルビル免税・物販店内装工事基本計画業務プロポーザル募集要項書」をご参照ください。

（３）　契約期間（予定）

契約締結日から 2016 年 6 月 30 日まで

（４）予定価格

20 百万円（税抜）を上限とします。

２．応募書類等の提出期限

①プロポーザル参加申込書　　2015 年 1 月 22 日（木）17 時 00 分厳守

②企画提案書及び見積書　　2015 年 3 月 4 日（水）13 時 00 分厳守

応募手続きについては、本紙「４．応募手続」並びに別紙「関西国際空港 2 期地区新旅客ターミナルビル免税・物販店内装工事基本計画業務　プロポーザル募集要項書」をご参照下さい。

（提出先）

〒549-8501 大阪府泉佐野市泉州空港北１番地新関西国際空港会社ビル
新関西国際空港株式会社　調達部調達グループ　　宮原　宛
TEL：072-455-2127　　EMAIL：miyahara@nkiac.co.jp

３．応募条件

（１）取引希望の登録

当社における新関西国際空港取引希望登録がされていること。なお、未登録の場合は、応募前までに取引希望申し出関係書類の提出を済ませておくことが必要です。取引希望未登録で、提出を希望される方は、当社ホームページ「発注情報」の取引希望申し出専用ホームページ（http://www.nkiac.co.jp/order/torihiki.html）をご覧下さい。

（２）入札参加者間に、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係等（次の①～③）のある複数の者（以下、「複数の者」とする。）の同一入札への参加は認めないこととします。

①資本関係

・親会社と子会社の関係にある場合

・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

・一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

・一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により 選任された管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

・①又は②と同視しうる関係が認められる場合

（３）自社（自社、自社の役員、もしくは自社の親会社等を含む。共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。本条において以下同じ。）が次の各号の一に該当しないこと。

①個人である入札参加者及び法人である入札参加者の役員等が、暴力団員である場合又は暴力団員が入札参加者の経営に事実上参加していると認められるとき。

②入札参加者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

③入札参加者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

④入札参加者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

⑤入札参加者及びその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約にあたり、その契約相手方の取引希望申し出者の資格の有無にかかわらず、①から④に規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

（４）以下の a～c に示す実績要件のいずれかを満たすこと。

a.過去に関西空港内の総合免税店の設計実績があること

b.過去に海外案件を含む、他空港の総合免税店の設計実績があること

c.過去に海外案件を含む、市中百貨店での総合店舗（香水、化粧品、酒、たばこ、雑貨、食品、その他）の設計実績があること

4．応募手続

（1）方法

①本件業務に係る企画提案の意思がある者は、下記の書類を期限内に郵送または持参にてご提出下さい。当社にて応募条件の確認をさせて頂きます。

1) プロポーザル参加申込書：別添の申込書に押印すること

2) 秘密情報に関する誓約書：別添の誓約書に押印すること

3) ３．（４）を示す書類（契約書等の写し（金額等の部分を消すことは可）等）

申込受付期日　　2015 年 1 月 22 日（木）17 時 00 分厳守

②応募条件を満たした方に対し、提案依頼書（詳細仕様）をお送り致します。提案依頼書に基づき、提案書をご提出ください。

提案書提出締切　2015 年 3 月 4 日（水）13 時 00 分厳守

③本件における発注内容の説明の場を下記の通り設けることと致します。

説明会日程　2015 年 1 月下旬頃（予定）

※参加をご希望される事業者様は、必要書類を送付致しますので、下記のメール送付先に宛てて参加希望の旨をメールにてご連絡下さい。

参加申込書類受付期日　2015 年 1 月 23 日（金）17 時 00 分厳守

④本件業務に関して質問がある場合は、電子メールにて質疑書を以下の期間内に提出して下さい。

質疑書受付期間　　2015 年 1 月 23 日（金）から 2015 年 1 月 30 日（金）

質疑に対する回答　2015 年 2 月 4 日（水）

質問の内容および回答は、参加者全員にメールにて回答致します。

（2）審査対象について

本選考では最も優れた提案者（最優秀者）を選定します。

（3）メール送付先・提出先

〒549-8501 大阪府泉佐野市泉州空港北１番地新関西国際空港会社ビル

新関西国際空港株式会社　調達部調達グループ　　宮原　宛

TEL：072-455-2127　　EMAIL：miyahara@nkiac.co.jp

5．企画提案の選考

（1）審査方法

応募者が多数に上る場合には１次審査を行います。企画提案の審査は、１次審査・２次審査ともに別紙に挙げる評価項目に基づき総合的に評価し、最優秀企画提案者を選定

します。

（２）プレゼンテーション

本選考についてはプレゼンテーションを実施します。詳細については、企画提案書提出後にお知らせします。実施日は 2015 年 3 月上旬を予定しております。なお、１次審査を行う場合には、提出された企画提案書を基に１次選考を行い、上位 6 社にプレゼンテーションを行って頂きます。上位 6 社に選ばれました提案者様につきましては、別途ご連絡差し上げます。

（３）ヒアリング

本選考では、必要に応じて電話・電子メール等でヒアリングを実施する場合があります。

６．失格条件

以下の条件にひとつでも該当する場合、本競争参加者の資格を失います。

・応募条件を満たしていない場合
・プロポーザルの内容に虚偽があるもの
・本件の情報を他の関係機関に漏洩した場合
・その他応募者が本選考の公正さを著しく阻害したと判断される場合

７．最終選定結果の通知

2015 年 3 月中旬頃に最優秀企画提案者には契約候補先選定の旨の通知を致します。また、残念ながら契約候補先とならなかった提案者様についてもその旨をご連絡致します。なお、公平性を保つため採点結果に関する問い合わせには応じられません。

８．契約相手方の決定方法

最優秀企画提案者と契約内容について協議し、合意に達すれば契約となります。合意に達しない場合、最終選定における次点の企画提案者との間で同様の協議を行う場合があります。

９．その他・留意事項

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。

（２）提案書等すべての書類の作成および提出に要する一切の費用は提案者の負担となります。

（３）契約相手方に決定された方は、以下いずれかを負担願います。

①電子契約：電子契約サービス及び電子認証サービスを受けるに当って必要な費用（当社で必要な費用は除きます）

②書面契約：契約書作成時における正本２通分の収入印紙代

（４）当社では、契約の相手方から同意を得られた場合に、電子契約を利用します。利用

する電子契約サービスは、（株）コンストラクション・イーシー・ドットコム社が提供する電子契約サービス「ＣＥＣＴＲＵＳＴ」です。サービスの詳細は㈱コンストラクション・イーシー・ドットコム社のホームページ http://www.construction-ec.com をご覧ください。

（５）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした応募者あるいは現に更正手続き中の応募者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした応募者あるいは現に再生手続き中の応募者については、それを示す文書の写し（例：裁判所からの文書等）をご提出ください。

（５）各提案者から提出頂いた提案書等の全ての書類については、選考結果に関わらず原則返却いたしませんので、ご了承ください。

１０．本件に関するお問い合わせ先・連絡先

〒549-8501 大阪府泉佐野市泉州空港北１番地新関西国際空港会社ビル
新関西国際空港株式会社　調達部調達グループ　　宮原　宛
TEL：072-455-2127　　EMAIL：miyahara@nkiac.co.jp

以　上

業務発注概要

関西国際空港2期地区新旅客ターミナルビル免税・物販店内装工事基本計画業務

○ 概　　要：　関西国際空港2期地区新旅客ターミナルビルに展開する免税・物販店の基本計画を行う。

○ 契約期間：　契約締結日から　2016年6月下旬　まで　　（※契約期間は、変更となる場合がある。）

○ 契約方式：　プロポーザル方式

【工事場所】 2期地区新旅客ターミナルビル内免税・物販店舗（約700m^2）

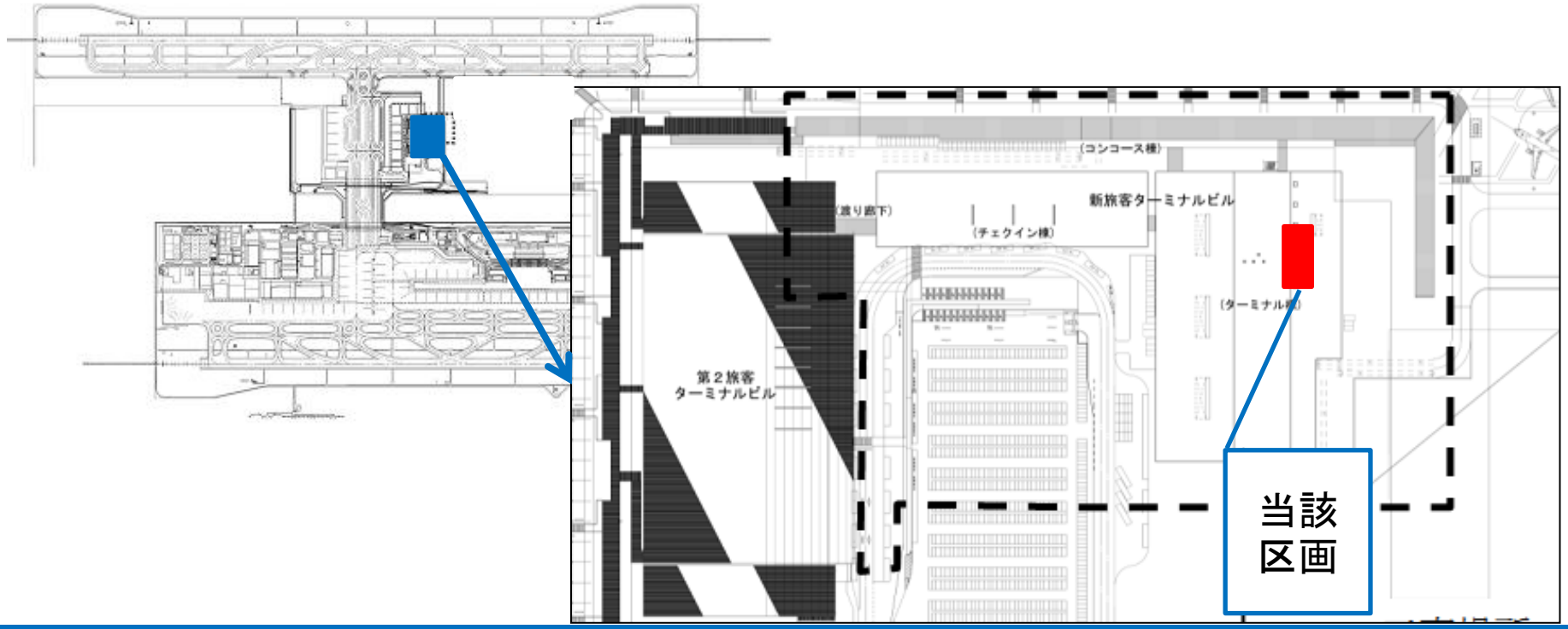

プロポーザル採点項目

区分	評価項目		配点
重要項目 （70点満点）	デザイン性	空港LCC免税店の将来像を見据えた、次世代型店舗についての提案（新しい考え方、画期的アイデア）ができているか？	15
		周辺環境との調和がとれているか。	10
	機能性	分かりやすいゾーニング、顧客回遊性の向上、プロモーションスペースの確保、レジ待ち時間の解消等、顧客満足向上の提案ができているか？	15
		ブランディング中心の売場にあって、ＭＤの柔軟性やブランド入替えの簡易性を確保するための展開が提案できているか？	15
		店舗販売員の効率的配置が可能、かつ売上最大化を達成しうる展開提案ができているか？	10
		保税貨物管理（亡失＝万引き防止）に資する提案ができているか？	5
一般項目 （10点満点）	企業力	・関西空港内の総合免税店の設計実績 ・海外案件を含む、他空港の総合免税店の設計実績 ・海外案件を含む、市中百貨店での総合店舗（香水、化粧品、酒、たばこ、雑貨、食品、その他）の設計実績	5
		受注後の実行体制について問題はないか？	5
業務費 （20点満点）			20

■提案評価点の足切り点の設定

重要項目について、37点以下の場合は足切り対象とし、**失格**とする。また、**一般項目ついて、6点以下の場合は足切り対象**とし、**失格**とする。

関西国際空港２期地区新旅客ターミナルビル
免税・物販店内装工事基本計画業務

プロポーザル募集要項書

2015 年 1 月

新関西国際空港株式会社

■事業概要

２期地区に建設予定の新ターミナルビル内に当社直営の免税店を設置する。

■今回整備する店舗の概要

①新ターミナルビル１階 出国エリアに位置する。（別紙１参照）

②店舗面積は約 700 ㎡。（別紙２、３参照）

③隣接する区画にはカフェまたはファーストフード等の飲食店が出店予定。

④取扱う商品は、酒、たばこ、香水・化粧品等の免税品と、菓子・食品類、土産・雑貨の５カテゴリーで構成。

なお、免税品と内貨品の構成比は６：４と想定。

⑤メインターゲットとなるお客様は、日本人及び中国、韓国、台湾、東南アジア諸国等のアジア系外国人旅客。

⑥売上は月商 300,000 千円。客数は月 60,000 人程度と見込んでいる。

■発注業務内容

①当社が提示する課題を踏まえた、全体デザインコンセプト、販売促進へ寄与する什器レイアウト、店内動線と在庫管理等を考慮した売場環境の提案

②上記を踏まえたゾーニング計画

③上記２項目に関わる基本計画図書の作成

基本計画図書とは、パース、内装意匠（平面図、天伏図、立面図、展開図）照明計画図、電気設備図（電灯・コンセント設備、分電盤および配線図）、機械設備図（空調、換気設備図面）、防災設備、弱電設備、什器、家具、造作図、サイン図、各種設備の検討資料、設計・施工工程表のことをいう。その他当社が必要とする図面等諸資料。

④上記③に記載の基本計画に基づく工事費の算定

⑤上記に関わる、関係先（各ブランド及びその設計業者等）との調整業務

⑥展開予定ブランド（酒、たばこ、香水、化粧品、食品、雑貨、その他）との交渉用の図面及び諸資料の作成

⑦内装レギュレーションの作成（当社より提示する内装設計指針書に基づき、当社要望を踏まえて作成）

⑧設計・施工発注手続に係る質疑回答書等の作成

⑨基本計画意図伝達

設計者が作成し、提出する設計図が基本計画図書の内容に適合しているかについて検討し、当社に報告する。また、工事施工者が作成し、提出する施工図（製作図、設備図等をいう。）が基本計画図書の内容に適合しているかについて検討し、会社に報告する。なお、施工監理は本業務に含まない。

⑩その他当社が必要とする業務

⑶業務実施期間

2015年3月～2016年６月

■選定方法

課題提出によるプロポーザル方式、提出書類の内容及び見積金額にて選定

⑴課題

「売上及び顧客満足の最大化を目的として、当社が新店舗に求める下記のコンセプトの具現化提案」

①空港LCC免税店の将来像を見据えた、次世代型店舗展開についての提案（新しい考え方、画期的アイデア）

②わかりやすいゾーニング、顧客回遊性の向上、プロモーションスペースの確保、レジ待ち時間の解消等の顧客満足度向上の提案

③LCC旅客のニーズに応え、MDの柔軟性やブランド入替えの簡易性を確保するための提案

④店舗販売員の効率的配置かつ売上最大化を達成しうる展開提案

⑤保税貨物管理（亡失＝万引き防止）に資する提案

⑥店舗販売員の効率的配置及び売上最大化を達成しうる展開提案。

⑦その他の提案

以上を前提に計画すること。

⑵課題に対する提案書、提出書類

①平面図、パースの作成

パースについてはファサード方向と鳥瞰図を作成する。（共にA3サイズ）

なお、作成に当たっては、建築、消防等の関連法規および弊社で定める内装設計指針を遵守すること。

また､パース等の表現については特定のブランドが想像できる意匠やロゴは使用しないこと。

②提案内容についての解説文、補足文（表現自由）

なお、視覚的に補足が必要な場合は、スケッチ、ダイアグラム、イメージ図、パース図等で表現すること。表現方法については、応募者の自由とするが、建築、消防等の関連法規を遵守すること。

③応募者の以下の設計・施工実績を一覧にして書面にて提出（書式自由）

1.関西国際空港および海外を含む他空港の総合免税店舗

2. 海外案件を含む、市中百貨店での総合店舗（香水、化粧品、酒、たばこ、雑貨、食品、その他）

④本業務推進体制表

⑤本業務についての見積金額（書式自由）

別紙1　位置図

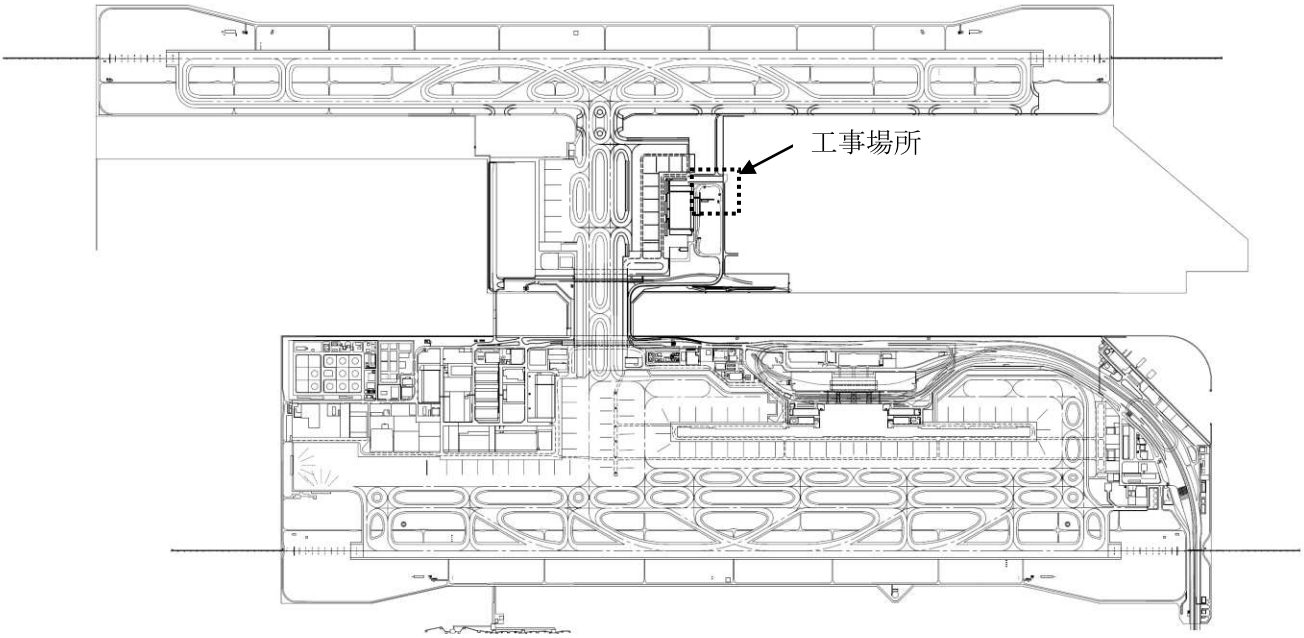
工事場所

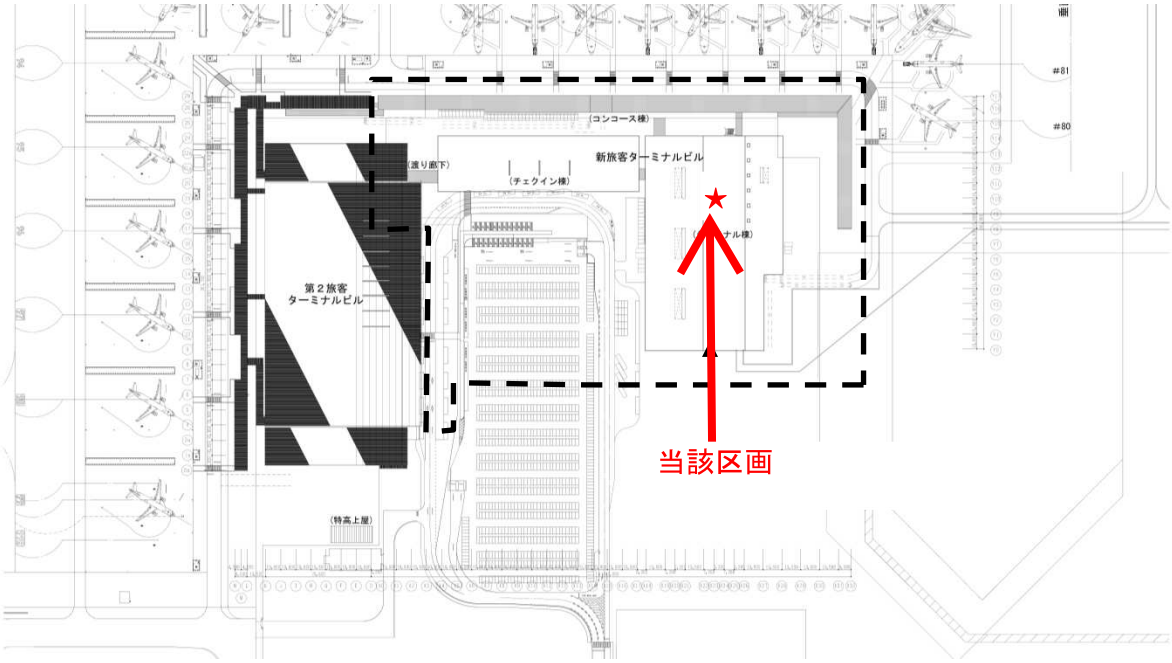
(コンコース棟)
新旅客ターミナルビル
(渡り廊下)
(チェクイン棟)
第２旅客
ターミナルビル
(特高上屋)
#81
#80
当該区画

別紙2　白図

拡大図 － C/C(1)
<A4:S=1/200>
20140731

別紙3　設計条件

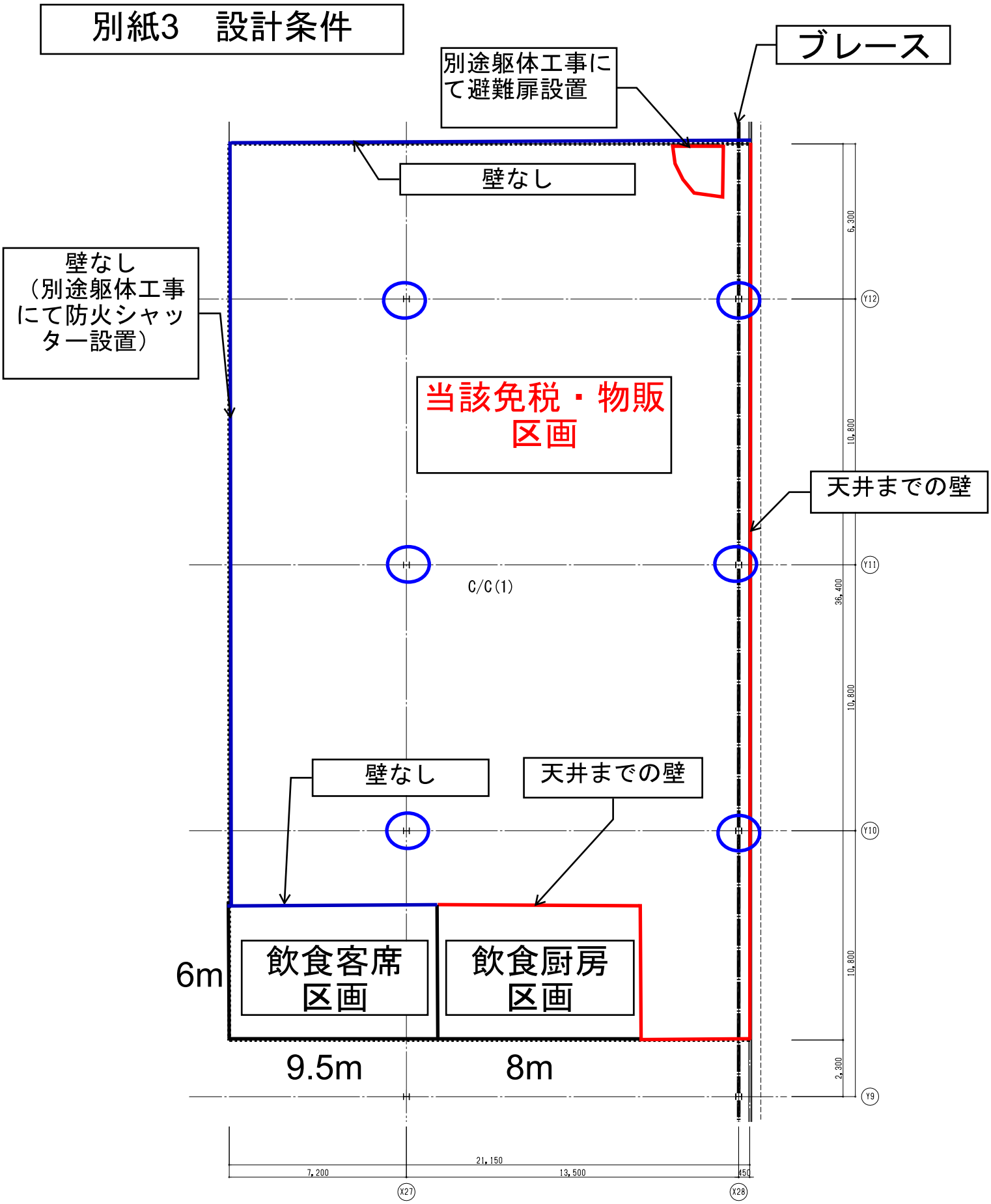

○は構造柱を示す。
また、構造柱はジャッキアップ対応のため、
柱芯から450mmは固定什器の設置不可。

※避難扉位置・数、ブレース位置、壁位置等は実施設計により
変更の可能性あり。

－ C/C(1)
<A4:S=1/200>
20140731

プロポーザル参加申込書

年　月　日

新関西国際空港株式会社
　代表取締役社長 安藤　圭一 殿

　新関西国際空港株式会社が発注する「関西国際空港2期地区新旅客ターミナルビル免税・物販店内装工事基本計画業務」のプロポーザルに応募したいので、「お知らせ」及び「プロポーザル募集要項」の各事項を承知の上、申し込みます。

１．　所在地:

２．　名 称:

３．　代表者:　　㊞

＊上記代表社印は、本社印以外の支店長印等でも結構です。

【ご担当者連絡先】
　氏 名:
　所属部署:
　役 職:
　所 在 地:
　電話番号:
　Ｆ Ａ Ｘ:
　Eメール:

以 上

大阪府泉佐野市泉州空港北１番地
新関西国際空港株式会社
代表取締役社長　安藤　圭一　殿

秘密情報に関する誓約書

貴社が発注を予定する「関西国際空港２期地区新旅客ターミナルビル免税・物販店内装工事基本計画業務」（以下「本目的」という。）に関して、弊社は、貴社が弊社に開示する情報の取扱いについて、以下の条項について遵守することを誓約します。

（秘密情報）
第１条　弊社は、事前に貴社の同意を得た場合を除き、本目的に関して貴社から開示された情報のうち、貴社から書面により秘密である旨の指定を受け、かつその内容が書面その他の方法で特定されているもの（以下「秘密情報」という。）を第三者に提供又は漏洩せず、また本目的以外に使用いたしません。但し、次の各号の一に該当する場合を除きます。
（１）開示された時に公知であったもの、または開示後公知になったもの。
（２）開示に先立って弊社が知っていたもの。
（３）貴社の秘密情報に依拠せずに弊社が独自に開発したもの。
（４）弊社が第三者から秘密保持義務を負うことなく受領した情報と同一のもの。
（５）法令の定めに基づき開示を強制、又は権限のある官公署によって開示要求されたもの。
（６）本件に基づく業務行為に必要な限りにおいて、自社の役員及び従業員（派遣労働者等を含む。）並びに再委託先その他の取引先等に対し、本誓約書と同等の義務を課した上で開示する場合

（秘密情報の返却）
第２条　弊社は、貴社より要請があった場合、遅滞なく貴社より開示された秘密情報およびその複製物を返却するかまたは廃棄します。

（損害賠償）
第３条　弊社は、自己の責めに帰すべき事由により本秘密情報を漏洩した場合には、貴社に対する損害賠償責任を負い、本秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、本秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう最善をつくすものとします。

（協議解決）
第４条　本誓約に定めのない事項および本誓約の解釈につき疑義を生じた事項については、誠意をもって貴社と協議の上解決を図るものとします。

（専属的合意管轄裁判所）
第５条　本誓約について貴社と訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成　　年　　月　　日

住　所

氏　名

【記載例】

大阪府泉佐野市泉州空港北１番地
新関西国際空港株式会社
代表取締役社長　安藤　圭一　殿

秘密情報に関する誓約書

貴社が発注を予定する「＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊」（以下「本目的」という。）に関して、弊社は、貴社が弊社に開示する情報の取扱いについて、以下の条項について遵守することを誓約します。

（秘密情報）
第１条　弊社は、事前に貴社の同意を得た場合を除き、本目的に関して貴社から開示された情報のうち、貴社から書面により秘密である旨の指定を受け、かつその内容が書面その他の方法で特定されているもの（以下「秘密情報」という。）を第三者に提供又は漏洩せず、また本目的以外に使用いたしません。但し、次の各号の一に該当する場合を除きます。
（１）開示された時に公知であったもの、または開示後公知になったもの。
（２）開示に先立って弊社が知っていたもの。
（３）貴社の秘密情報に依拠せずに弊社が独自に開発したもの。
（４）弊社が第三者から秘密保持義務を負うことなく受領した情報と同一のもの。
（５）法令の定めに基づき開示を強制、又は権限のある官公署によって開示要求されたもの。
（６）本件に基づく業務行為に必要な限りにおいて、自社の役員及び従業員（派遣労働者等を含む。）並びに再委託先その他の取引先等に対し、本誓約書と同等の義務を課した上で開示する場合

（秘密情報の返却）
第２条　弊社は、貴社より要請があった場合、遅滞なく貴社より開示された秘密情報およびその複製物を返却するかまたは廃棄します。

（損害賠償）
第３条　弊社は、自己の責めに帰すべき事由により本秘密情報を漏洩した場合には、貴社に対する損害賠償責任を負い、本秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、本秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう最善をつくすものとします。

（協議解決）
第４条　本誓約に定めのない事項および本誓約の解釈につき疑義を生じた事項については、誠意をもって貴社と協議の上解決を図るものとします。

（専属的合意管轄裁判所）
第５条　本誓約について貴社と訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成＊＊年＊＊月＊＊日

住　所　【応募者の所在地】＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
【応募者の名称】　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
氏　名　【代表者氏名】　代表取締役社長　＊＊＊＊＊＊　㊞

契約番号第　　号

業　務　委　託　契　約　書

１．委託業務の名称　　関西国際空港２期地区新旅客ターミナルビル免税・物販店内装工事基本計画業務

２．委託業務の場所　　関西国際空港内

３．履　行　期　間　　自　平成　　年　　月　　日　　至　平成２８年６月３０日

４．委　託　金　額　　金　　円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円

上記の業務について、委託者新関西国際空港株式会社（以下「発注者」という。）と受託者＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、以下の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者
住　所　大阪府泉佐野市泉州空港北一番地
新関西国際空港株式会社
氏　名　代表取締役社長　安藤　圭一

受注者
住　所
氏　名

（受託者の注意義務）

第１条　受注者は、善良なる管理者の注意をもって委託業務を実施するものとする。

２　受注者は、この契約の履行に当たって暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者　（以下「反社会的勢力等」という。）から妨害又は不当な要求を受けた場合は、警察署への届出及び発注者への報告をしなければならない。また、受注者の下請負人が反社会的勢力等から妨害又は不当な要求を受けた場合は、届出等を当該下請負人に指導しなければならない。

（業務委託）

第２条　受注者は、プロポーザル募集要項書及び提案書（発注者が採用しなかったものを除く。以下同じ。）に基づき頭書の委託金額で委託業務を完了するものとする。

２　受注者は、プロポーザル募集要項書及び提案書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第３条　受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（著作権の帰属）

第４条　成果物又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第２章及び第３章に規定する著作者の権利（以下、この条から第８条までにおいて「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。

（著作物等の利用の許諾）

第５条　受注者は発注者に対し、次の各号に揚げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受注者は次の各号に揚げる成果物の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。

一　成果物を利用して建築物を１棟（成果物が２以上の構えを成す建築物の建築をその

内容としているときは、各構えにつき１棟ずつ）完成すること。

二　前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

２　受注者は、発注者に対し、次の各号に揚げる本件建築物の利用を許諾する。

一　本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

二　本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

（著作者人格権の制限）

第６条　受注者は、発注者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。

２　受注者は、次の各号に揚げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

一　成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

二　本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

３　受注者は、前条の場合において、著作権法第１９条第１項及び第２０条第１項の権利を行使しないものとする。

（著作権等の譲渡禁止）

第７条　受注者は、成果物又は本件建築物に係る著作権法第２章及び第３章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。

（著作権の侵害の防止）

第８条　受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

２　受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

（産業財産権）

第９条　受注者は、この契約に伴い、新たな特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権若しくはその他の権利の対象となる技術情報、ノウハウ（以下「産業財産権」という。）を生出した場合には、直ちにその旨を発注者に書面をもって通知し、発注者と受注者とが協議の上、所要の措置を講ずる。

２　産業財産権の基礎となる発明、考案、意匠が受注者のみによって完成されたものであるときは、産業財産権は、受注者の単独所有とし、原則として、受注者は発注者に対して当該産業財産権を無償で 使用することを許諾する。

３　産業財産権の基礎となる発明、考案、意匠が発注者と受注者双方によって完成されたものであるときは、当該産業財産権は、発注者と受注者の共有とする。

４　受注者の単独所有の産業財産権の出願手続きは、受注者が単独で行い、費用の全部を負担する。

５　発注者と受注者の共有とする産業財産権の出願手続は、発注者と受注者とが協議のうえ決定し、費用は、発注者と受注者とが協議のうえ負担する。

（再委託）

第１０条　受注者は、委託業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　前項の「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

３　受注者は、委託業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。なお、再委託の内容を変更するときも同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

一　コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするとき

二　軽微な変更に該当するとき

４　受注者は、前項の承認を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項第１号の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面

（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

５　受注者は前２項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

６　受注者は、再委託を行う場合には、当該第三者に対して、関係法令を遵守しなければならない。

７　受注者は、再委託を行う場合において、発注者による指名回避の措置を受けている者及び第１５条の２第１項各号に該当する者を再委託の相手方としてはならない。

８　受注者が第１５条の２第１項各号に該当する者を再委託の相手方としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

９　前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（係員等）

第１１条　発注者は、受注者が実施する委託業務について担当する職員（以下「係員」という。）を定めて書面をもって受注者に通知しなければならない。

２　受注者は、委託業務を実施するに当たっては、係員と協議のうえ行うものとする。

（主任技術者）

第１２条　受注者は、主任技術者を定め書面をもって発注者に通知するものとする。

（委託業務の報告等）

第１３条　発注者は、必要と認めたときは、受注者に対して委託業務の実施状況について報告を受け又は説明を求める等の措置をとることができるものとする。

（業務内容の変更）

第１４条　発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができる。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

（契約の解除）

第１５条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除するこ

とができるものとする。

一　受注者が解約を申し出たとき。

二　履行期間又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みのないことが明らかなとき。

三　差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は民事再生、会社更生、破産若しくは競売等の申し立てを受け、又は自ら民事再生、会社更生若しくは破産の申し立てをしたとき。

四　行政庁により営業停止又は営業免許若しくは登録の取消処分を受けたとき。

五　振出、保証、引受又は裏書した手形、小切手が不渡、支払停止となったとき、あるいはその他財産状態が悪化したと発注者が判断するとき。

六　解散したとき。

七　第１０条第８項の規定により発注者から契約の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。

八　前各号のほか、受注者が契約に違反し、又は契約の目的を達することができないと認められるとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は違約金として委託金額の１０分の１に相当する額を発注者に支払うものとする。ただし、前項第１号の場合において、受注者の責めに帰さない事由によるときは、この限りではない。

３　第１項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項の違約金を超過するときは、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

第１５条の２　発注者は､受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、発注者は受注者が受けた損害についてはその責めを負わないものとする。

一　役員等（受注者が個人である場合はその者を､受注者が法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が反社会的勢力等の関係者（以下「反社会的勢力等関係者」という。）であると認められるとき。

二　反社会的勢力等関係者が顧問に就任するなど、事実上経営に参加していると認められるとき。

三　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を

加える目的をもって、反社会的勢力等関係者を利用するなどしたと認められるとき。

四　役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、反社会的勢力等又は反社会的勢力等関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

五　役員等が反社会的勢力等又は反社会的勢力等関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六　第１０条第３項の規定により再委託を行おうとする場合、その相手方が第１号から第５号に規定する行為を行なう者であると知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、発注者に対し違約金として委託金額の１０分の１に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　第１項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項の違約金を超過するときは、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

（履行期間の延長）

第１６条　受注者は、やむを得ない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なく、その事由を明記した書面により委託期間の延長を求めることができるものとし、その延長の期間は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（損害のため必要を生じた経費の負担）

第１７条　委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が当事者双方の責めに帰さない事由による場合、又は発注者の責めに帰す事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第１８条　受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に委託業務が完了しない場合においては、発注者は、委託期間満了の日の翌日から起算して委託業務完了の日まで委託

金額に対して年利１８．２５パーセントの割合をもって計算した額の損害金を受注者から徴収する。発注者がその責めに帰すべき事由により第２０条の規定による委託金額を支払期限までに支払わない場合は、支払期限の翌日から起算して支払の日までの日数に応じて、年利１８．２５パーセントの割合をもって計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第１９条　受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、委託金額（この契約の締結後、委託金額の変更があった場合は、変更後の委託金額）の１０分の１に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第５１条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。以下「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、

当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に見積書の提出が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者又は受注者の代表者、役員、代理人若しくは使用人その他の従業員の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、支払期限の翌日から起算して支払の日までの日数に応じて、年利１８．２５パーセントの割合をもって計算した額の遅延利息を発注者に支払うものとする。

３　発注者は、第１項に規定する違約金の支払請求に代え、当該違約金の額を委託金額の支払額から控除する措置をとることができる。

４　発注者は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第２１条の規定にかかわらず、第１項各号に掲げる場合に該当しないことが明らかになるまでの間、同項に規定する違約金に相当する範囲内において、委託金額の一部の支払を行わないことができる。

一　この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が調査を開始したとき。

二　この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が受注者に対し事前通知を行ったとき。

三　この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が受注者に対し納付命令又は排除措置命令を行ったとき。

四　この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。

五　その他この契約に関し違反行為があったと疑うに足りる相当な理由が認められるとき。

５　発注者は、前項の場合においては、遅延利息の支払を要しないものとする。

６　第１項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではない。

７　発注者は、受注者がこの契約に関し違反行為を行ったと認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（検査）

第２０条　受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に業務完了届を提出しなければならない。

２　発注者は、受注者から前項の完了届を受理したときは、その日から１０日以内に発注者又は発注者が検査を行う者として定めた者（以下「検査員」という。）により検査を行わなければならない。

（委託金額の支払）

第２１条　受注者は、前条の規定により検査に合格したときは、書面をもって発注者にその支払を請求することができる。

２　発注者は、第１項の請求を受理したときは、その請求書を受理した日の属する月の翌月の末日までに委託金額を支払わなければならない。

（委託金額の変更方法等）

第２１条の２　委託金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、委託金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、前２項の規定を準用する。

４　委託金額を変更する場合は、契約締結時の見積内訳書の単価を基準とする。なお諸経費相当部分については、契約締結時の見積内訳書における諸経費と直接人件費の比率を適用し、変更するものとする。

５　類似の項目について新単価を定める必要がある場合は、契約締結時の見積内訳書の類似項目の単価水準を基準とする。

６　契約に含まない新たな項目が追加となる場合、その単価については実勢価格を基準として算出し、発注者と受注者が合意した後、受注者は着手するものとする。

（印紙税）

第２２条　印紙税法により課せられる本契約書作成に係る印紙税は、全て受注者が負担するものとする。

（秘密情報の取扱）

第２３条　受注者は、委託業務を行うにあたり知り得た発注者の秘密情報及び発注者から提供を受けた個人情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に提供又は漏洩してはならない。

２　受注者は、秘密情報を厳重に管理し、保持する義務を負う。

３　受注者は、委託業務の実施にあたり必要最小限度の役員又は使用人に限り秘密情報を取り扱わせることができる。この場合、受注者は、秘密情報を取り扱う役員又は使用人に対し、必要な教育を実施し、同様の守秘義務を負わせなければならない。

４　受注者は、秘密情報について、複写又は複製をしてはならない。ただし、発注者の事前の書面による承諾を得た場合に限り、複写又は複製をすることができる。

５　受注者は、秘密情報について、委託業務の実施の目的以外に利用してはならない。

６　受注者は、本契約期間満了時、又は期間満了前であっても、以後秘密情報を保持する必要のなくなったことを発注者と受注者で確認した場合は、ただちに、発注者より提供された文書又は磁気ディスク等すべての秘密情報媒体物並びに第４項のただし書の定めるところにより作成した複写物、複製物等を発注者に返還又は復元できない方法により廃棄しなければならない。

７　受注者は、委託業務の実施にあたり、業務の再委託を行う場合には、再委託先及びその役員及び使用人に対し、本契約に定める秘密情報の取扱に係る受注者の義務と同様の守秘義務を負わせなければならない。

８　発注者は、受注者の同意を得た上で、委託業務に係る受注者の作業場所に立入り、秘密情報の管理状況を検査することができる。また、秘密情報の管理につき発注者から報告を求められたときは、速やかに必要な事項を報告しなければならない。

９　受注者は、秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生した場合、ただちに発注者に報告するとともに、苦情対応等、当該事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を受注者の責任と費用負担において講じるものとする。また、受注者の責めに帰すべき事由により、秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生し、第三者から請求を受け、又は第三者との間で紛争が生じた場合、受注者は、発注

者の指示に基づき受注者の責任と費用負担においてこれらに対処するものとする。この場合において、発注者が直接又は間接の損害を被ったときは、受注者は発注者に対して当該損害を賠償しなければならない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由によるときはこれらの限りではない。

（協議事項）

第２４条　この契約について定めのない事項、又はこの契約に定めている事項について疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（管轄裁判所）

第２５条　この契約に関する訴えの管轄については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。